

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
(株)ウエストコンサルタント	愛媛県松山市余戸南1-20-33

2. 指名停止措置期間

令和4年3月29日 から 令和4年5月28日 まで 2ヶ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、有資格業者である(株)ウエストコンサルタントが、中村河川国道事務所発注の「令和3-4年度佐賀大方道路(上川口地区西)用地調査等業務」(令和4年3月2日開札)の入札において、調査基準価格を下回る金額で入札したため、低入札価格調査依頼を行ったところ、令和4年3月7日、積算の誤りを理由に低入札価格調査の資料提出を辞退する旨申し出たことに基づくものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号の措置要件に該当し、また前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

森 田 義 人 (内線2511)

総務部経理調達課長

大 谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官

徳 永 崇 (内線2512)